

# 行政書士 <sup>すずき</sup> 鱸 弥生の情報発信

## NO.27 相続税改正(2015.1.1~)

今年も終わりがみえてきて、何だか気忙しいですね。かぜなどひかずに、元気で乗り切りたいですね。

2015 年度以降、相続税が改正され、相続税を負担する人が増加します。テレビや新聞でも大きく取り上げられているのでご存知の方も多いでしょう。今回は、影響の大きい基礎控除の縮小を中心にお伝えしたいと思います。ちなみに、相続税改正と同時に贈与税の改正も行われました。全体的には、相続税の負担増、贈与税の負担軽減になっています。高齢者の資産が次世代へ流れるようにする政策ですね。

### 基礎控除の縮小

相続税の基礎控除とは、「ある一定の相続財産額までは相続税を支払わなくてもいいよ」という有難いものなのですが、この控除額が 2015 年度から、4 割も引き下げられます。都市部に土地を所有している人は、影響が大きいでしょう。



### 基礎控除の金額

相続人の数	従 来	2015.1.1~	課税額 UP
相続人 1人	6,000 万円	3,600 万円	2,400 万円
相続人 2人	7,000 万円	4,200 万円	2,800 万円
相続人 3人	8,000 万円	4,800 万円	3,200 万円
相続人 4人	9,000 万円	5,400 万円	3,600 万円
相続人 5人	10,000 万円	6,000 万円	4,000 万円

例えば、4人家族のお父さんが亡くなり、相続人は、妻と子ども2人。

相続財産 自宅土地建物 4,000万円 預貯金などの金融資産 3,000万円 の場合



死亡

相続人



現行の基礎控除額は8,000万円なので、相続財産7,000万円に相続税はかかりません。

2015年以降は、相続財産7,000万円－基礎控除額4,800万円＝2,200万円

相続財産2,200万円に対して、相続税が課せられることになります。

法定相続分通り、妻が2分の1、子どもが4分の1ずつ相続すると、110万円の相続税がかかることになります。(別紙資料1の赤字部分)

### 配偶者の税額軽減

相続税には、いくつかの控除が設けられています。そのうちの1つが「配偶者の税額軽減」です。例えば夫が亡くなり、妻が相続する場合、「夫婦が共に苦労して築いてきた財産」という考えから、妻が相続する財産が「1億6千万円以下」または「法定相続分相当額以下」の場合、相続税はかかりません。よほどの資産家の妻でない限り、妻が相続した財産には相続税がかからないということです。とても大きな特典ですね。

### 小規模宅地等の特例

配偶者の「税額軽減」の他にも、大きな特典があります。「小規模宅地等の特例」です。相続財産の中に、自宅土地がある場合、それを相続する人が、配偶者、同居の親族、それらがない場合、一定の条件を満たす別居の相続人であれば、何と、その評価額が80%も減額されます。条件にあてはまらない人は控除を受けられないため、相続税の負担が大きくなります。両親が亡くなり、独立した子どもが相続する場合、子どもまたはその配偶者所有の持ち家に住んでいれば、控除は受けられません。土地の評価額が高い場合は、自宅を賃貸に出すなどの対策もありますが、相続前3年以内に持ち家に住んだことがないことという条件もあり、長期間の対策が必要になるでしょう。

#### 小規模宅地等の特例



80%減額

評価額  
400万円



相続税が安くなる

## 二次相続

夫から妻への相続を一次相続、（同世代間の相続）、妻から子どもへの相続を二次相続といいます。（次世代への相続）

「配偶者の軽減税率」は、とても魅力的ですが、だからといって、一次相続で妻が全財産を相続してしまうと、二次相続で相続税が高額になり、一次、二次トータルで考えると、メリットがないということも起こってきます。二次相続も視野に入れて考えることが大切です。

## まずは争族対策

相続対策として、生前贈与はよく利用されています。毎年 110 万円までの贈与なら贈与税が非課税になる暦年贈与は、ご存知の方も多いでしょう。このほかにも住宅の購入資金の贈与や、孫への教育資金の贈与など、一定の金額まで贈与税がかからない制度もありますが、特定の相続人だけに多額の贈与をした場合などは、他の相続人から不満が出て、相続争いに発展する可能性もあります。贈与をする際には、もめない相続を意識することがとても大切です。①争続対策 ②納税資金準備 ③節税 の順番で行うとよいでしょう。

ちょっと聞いてみたいなと思われたら、お気軽にお電話してくださいね。



本年も、情報発信をお読みいただき、ありがとうございました！！  
来年も「なるほど～」と読んでいただける情報をお届けしたいと思っています。  
ご意見、ご感想などお待ちしております!(^^)！  
素敵なクリスマス&お正月をお迎え下さいね。  
年賀状は失礼させていただき、2015年1月10日頃に情報発信をお届けします。



### ◆行政書士 9 年 主婦 19 年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

離婚、相続、贈与、遺言、内容証明  
契約書全般、不動産（業務提携）、そ  
の他何でもお気軽にご相談ください。

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

Web <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)